

交通事故において人身事故の加害者になった場合、検察庁(検察官)は正式起訴するかを判断します。正式起訴され裁判で(執行猶予を含む)拘禁刑以上の判決が出た場合、教職員免許を執行することが教育職員免許法第10条で、失職することが地方公務員法第28条によってそれぞれ定められています。(表1)

教職員は交通事故で失職するってホント!?

全教自動車保険とは?

刑事責任にも対応する、教職員のための自動車保険

教職員の身分をまもるためには、迅速で丁寧な「特別な事故対応」が必要です。一般の保険会社では対応していない「刑事責任を視野に入れた事故対応」は全教が東京海上日動と締結した「合意事項」があるからこそ実現できます。全教自動車保険は、全教代理店、東京海上日動、弁護士がチームを組んで対策会議を行うなど、被害者救済と加入者保護を掲げ、教職員を失職させないために全力をつくします。

(表1)

教育職員免許法	第10条第1項	免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至ったとき。(以下略)
	第5条第1項	普通免許状は、(略)教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。(略) 三 禁錮以上の刑に処せられた者(以下略)
地方公務員法	第28条第4項	職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。
	第16条第1項	次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(以下略)

※2025年6月の法改正により懲役刑と禁錮刑が一本化され「拘禁刑」となりました。ここでは「禁錮以上の刑」を「拘禁以上の刑」と読み替えます。

全教代理店

保険会社

弁護士

かんたん お見積りはこちら

ステップ1
現在ご加入の保険証券※を用意

※継続証・満期の案内もOK!
(保険の内容がわかるもの)

現在ご加入の保険がない場合もご連絡ください。

証券

ステップ2
写真に撮って送るだけ!

WEB

075-752-9150

京教済
〒606-8397
京都市左京区聖護院川原町4-13
京都府教育会館内

見積りキャンペーン実施中!

当代理店は見積り依頼の際にお送りいただいた個人情報を、当代理店が扱う保険・サービスに関するご提案をするために利用することがあるほか、全教・全教共済(各共済会を含む)および全教構成組織に提供場合があります。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しい補償内容については、「ご契約のしおり(約款)」に記載しておりますので、代理店にご請求ください。その他ご不明の点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 2026年9月作成 26TC-001834 2026 ●KK ●●●●●

教職員の方にこそ読んでほしい!

ANshin ANzen NEWS

あんしん あんぜん ニュース

9月1日から
「制限速度」が
変わりました!

いつもの道路が
30キロ制限に!?

大丈夫と言われたのに…
あなたにも起こりうる
自覚なきひき逃げ

教職員は、交通事故で失職するってホント!?

お見積りいただいた方
全員に
ノベルティ
プレゼント!

プレゼントの詳細は
各代理店に確認してね!

全教共済

生活道路における 自動車の法定速度が 引き下げられました。

2026 年9月1日 改正道路交通法施行令施行



? 生活道路とは?

行政では、日常生活に利用する道路を「生活道路」と位置づけ、法定速度の引き下げについて啓蒙を行っています。具体的には2026年9月1日から、高速道路を除く以下の条件を満たす道路を対象に、最高速度を時速30kmとしました。

- ① 中央線がない
- ② 中央分離帯がない
- ③ 自動車専用道路ではない



! 標識がある道路は、指示に従いましょう!

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



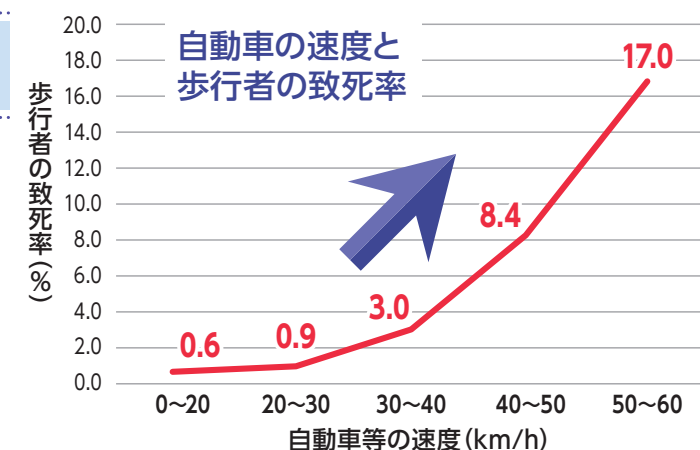
? ルールが変わるとどうなるの?

元々60 km制限だった通勤道路が30 km制限に変わったことを知らずに60 kmで走行してしまった場合、30 kmの速度超過となり、**免許停止を含めた行政処分や刑事処分の対象となります。**

万が一交通事故を起こしてしまった際、大幅な速度超過とみなされ、示談交渉における過失割合が大きくなったり、民事上の損害賠償責任も極めて重くなる可能性があります。

? なぜ、30km制限になったの?

自動車と歩行者が衝突した場合、右のグラフの通り、車の速度が時速30 kmを超えると歩行者の致死率は急激に跳ね上がるため、わずかな速度超過であっても命に関わる重大事故につながるリスクが大幅に高まります。
しかし、標識などがない生活道路では、法律上時速60 kmが出してしまうという問題があったため、自動車の法定速度が引き下げられました。
学校周辺をはじめとする生活道路は、歩行者や登下校する子どもたちの安全を最優先に守るべき場所です。今回の法改正を正しく理解し、安全運転を心がけましょう。



【出典】警察庁資料より作成
※1 「自動車等」とは、自動車、自動二輪及び原動機付自転車を含む。
※2 平成29年から令和3年までに車道幅員5.5m未満の道路の単路で発生した人対車両事故の分析による。
※3 致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。

あなたにも起こりうる! 「ひき逃げ」のリスク

生活道路には「子どもの急な飛び出し」といったリスクが非常に高く、誰もが事故の当事者になる可能性があります。ルールが変わる今だからこそ、「ひき逃げ」の事例を確認しておきましょう。



ひき逃げの事例

AさんがT字路を左折中、未成年の自転車と接触。車から降りて確認すると「大丈夫です」と言われたため、連絡先も交換せず、警察にも届け出ずに別れました。しかし数日後、Aさんに警察から呼び出しが。少年の保護者が事故を知って通報し、少年は病院に通院していたのです。相手の言葉を鵜呑みにしてその場を離れた結果、Aさんは「ひき逃げ」の当事者となりました。

※負傷者を救護しなければ「救護義務違反」、警察への未報告は「報告義務違反」です。



事故直後の対応で、その後が変わる。

相手が「大丈夫」と言っても、警察への報告や救護を怠ると、通常の事故が「ひき逃げ」という重大な犯罪になります。

教職員が事故を起こすと、免職や停職といった職務上の処分に直結します。万が一「ひき逃げ」などで拘禁刑以上(執行猶予含む)となれば、教員免許は失効し、退職者も年金が支給停止になる恐れがあります。事故の大小に関わらず「救護」と「警察への連絡」を徹底することが、あなた自身を守る唯一の方法です。



だからこそ、**全教自動車保険**がおすすめです!

文部科学省の調査では、公立学校の教職員の処分等の件数は、交通違反・交通事故によるものが最も多く、全体の約5割を占めています。刑事責任も視野に入れた事故対応が必要だからこそ、万が一の時に「**教職員の身分を守る保険**」への備えが不可欠です。

●教職員の懲戒・訓告等の件数の内訳(2023年度)
交通違反・交通事故 2,304件



2023年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について(文部科学省)より

教職員の身分を守る保険とは? 詳しくは裏面へ